

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第17回）議事概要

1 日時

平成24年5月18日（金）午後1時から午後3時まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，椎橋隆幸（座長），梶井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，植村稔刑事局長，小林宏司審議官

4 進行

(1) 3年後検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表について

ア 公開データ等について

植村刑事局長から，資料2～6に基づき，裁判員法附則9条が定める裁判員法施行3年後の検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表に係る公表資料について，説明がされた。

（今田委員）

資料6によれば，控訴審における裁判員裁判の破棄率は，裁判官裁判に比べて大幅に低下している。裁判員は，自分たちの判決について自負を持ち，また，重い責任も感じていると思われるが，そのような判決が控訴審で破棄されることに納得できない人もいるだろうし，逆に，控訴審で慎重かつ適正に判断してもらうことで，自分たちの重い責任が軽減されると感じる人がいると聞いたこともある。したがって，裁判員裁判における破棄率の低下をどのように解釈し，また，これを国民にどのよ

うに伝えるべきなのかは、難しい問題である。

(内田委員)

裁判員裁判の控訴審では裁判官裁判の控訴審に比して、事実の誤認による破棄が減少し、量刑不当による破棄も減少しているが、これは、第一審において密度の濃い評議が行われた結果ではないか。また、判決後の情状による破棄が減少したのは、例えば示談成立までの期間が短縮化するなど、弁護活動が迅速化したためではないのか。このように、控訴審における破棄率の低下は、裁判員裁判が成功していることのあかしではないかと考えられる。

(椎橋座長)

控訴審における破棄率の低下を見ると、裁判員裁判では第一審判決が尊重されているように思われるが、実務家はどのように評価するのか。

(岩橋委員)

最高裁判決(最高裁平成23年(あ)第757号同24年2月13日第一小法廷判決)が、控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるとしていることも考慮すると、座長の御指摘どおり、控訴審における破棄率の低下は、第一審の判断を尊重する姿勢の表れといえるのではないか。

(榊井委員)

事実の誤認により破棄された裁判員裁判は何件あるのか。具体的にはどのような事件が多いのか。

(植村刑事局長)

資料6によると、事実誤認により破棄された裁判員裁判は4件あるが、手元に資料がないので、後日報告させていただきたい。

(榊井委員)

個別事件についての具体的な説明は不要であるが、統計数値だけでは破棄判決についてのイメージが湧きにくい。

(小野委員)

裁判員裁判の控訴審における破棄率が裁判官裁判の控訴審におけるそれに比べて低い理由は、裁判員裁判というだけで第一審の判断が尊重されているからなのか、個別事件における具体的な証拠関係の下での第一審の判断に対する評価の結果なのか。この点は、統計数値だけでは分析できない。

(植村刑事局長)

破棄判決の概要の調査については、検討させていただきたい。

(小野委員)

判決後の情状により破棄される判決の多くは、被告人側の控訴事件において、第一審判決後に示談が成立し又は被害弁償がされた場合が多いと思われる。裁判員裁判について、このような判決後の情状により破棄される割合が裁判官裁判よりも低いのは、弁護人が、裁判員裁判であることを意識して、第一審段階で従来より濃密な弁護活動を行った結果ではないかと思われる。弁護士会においては、裁判員裁判における弁護活動に関する検討を重ねているが、控訴審に関してはいまだ十分な検討ができていないので、今後検討を進めたい。

(榊井委員)

判決後の情状により破棄された判決についても、統計数値だけでは、どのような要素が考慮されたのか分からないのではないか。

(植村刑事局長)

判決後の情状により破棄された判決につき、それらの概要を調査する場合には、個々の判決文を分析した上で類型化することになると思うが、今後具体的に検討させていただきたい。

(小野委員)

大変な作業になるのではないか。

(内田委員)

裁判官裁判及び裁判員裁判のそれぞれの控訴審判決について、破棄・維持の別に調査するとなれば、作業負担は相当重くなるだろう。

(榊井委員)

全ての判決について調査するのではなく、典型的な判決を取り上げるのであれば、作業負担は軽減されるのではないか。

(小野委員)

弁護士会でも、第一審判決を対象として、裁判員裁判においてはどのような弁護活動が有効であるかという視点から調査・分析を行っており、量刑に関する調査・分析の結果を公表したが、控訴審判決までは対象にしていない。控訴審判決についても今後注目すべきではあるが、いまだ件数が少ない。

(大谷事務総長)

破棄判決の件数は少ないが、どのような考え方に基づいて破棄されたのかを正しく分析するためには、維持された判決との対比も必要となる。ところ、事実認定に関しては個別性が高いので、そのような対比を定量的に行うことにより有意な結果が得られるかどうかという問題がある。

なお、量刑不当については、従来の裁判官裁判では、狭い幅の中で個別情状をみながら量刑判断を行っていたため、第一審の量刑判断が控訴審の考えるその幅の中に入らない場合には破棄しがちであったが、裁判員裁判では、量刑判断の幅が広がったために、控訴審で維持される事件が増えることはもともと予想されていたのではないかとも思われる。もちろん、それだけの理由ではなく、例えば、裁判員裁判では、従来に比べて、量刑についても争点がより明確にされるようになったことなども、量刑

不当による破棄率の低下の一因となっているのではなかろうか。

このように、単に国民が参加しているという理由だけで裁判員裁判の判決が控訴審で維持されているのではなく、何らかの中間項が存在するのではないかと思われる。今後、事例が集積していく中で、そのような中間項を一層明確化していく必要があるだろう。

(榊井委員)

資料 5 によれば、執行猶予言渡人員のうち保護観察言渡人員は、裁判官裁判では 30.6%であったが、裁判員裁判では 55.1%であり、両者の間に大きな違いがあるが、その理由は何か。

(栃木オブザーバー)

裁判官には、被告人を保護観察に付すると、その被告人が保護観察期間内に更に罪を犯した場合には実刑にせざるを得ない上、保護観察官又は保護司への報告義務等を負わせることから、不利益処分としての側面もあるという意識が働くため、裁判官裁判では、保護観察に付する場合が少ないという傾向にあったのではないかと思われる。これに対して、裁判員裁判では、そのような不利益処分の側面よりも、むしろ、被告人の更生に資するという保護観察のメリットを重視して、被告人だけでは更生に不安が残る場合は積極的に保護観察に付しているのではないか。

(小野委員)

裁判官と同様、弁護士も、従来は、初犯の際に保護観察に付されると後がなくなるという意識があったように思う。

(今田委員)

諸外国においては、犯罪者の更生を社会全体で支援する取組を進めている団体があり、今後、日本においても、そのような取組が必要となるという議論がある。そのような流れの中で、被告人が社会内で更生するための支援の一つとして保護観察に付する場合が増えているとすれば、

理解できる。法的に見れば不利益処分としての側面があることをも考慮しつつ、より良い運用の在り方について検討を進めるべきであろう。

(小野委員)

裁判員制度の施行前は、裁判員裁判において保護観察言渡人員がこれほど増加するとは予想していなかった。裁判員裁判は、各分野に様々な影響を及ぼしており、保護観察言渡人員の増加はその1つの現れだろう。関係機関においては、保護観察に付された後の被告人の更生状況を調査するなどして、保護観察のあるべき姿や課題について検討してほしい。

(榊井委員)

法曹三者は、従来、判決言渡し後のことまで十分意識していなかったのではないかと思われるが、裁判員は、判決言渡し後の被告人の更生を強く意識しているのではないか。

(栃木オブザーバー)

もちろん、法曹三者は、これまでも被告人の更生を十分意識していたが、先ほど述べた不利益処分の側面も考慮して、保護観察付き執行猶予を執行猶予と実刑の中間に位置付けており、その結果、被告人が犯した犯罪事実が保護観察に付さなければならないほどの重大なものであるかどうかも考慮してきたのではないか。

(大谷事務総長)

保護観察言渡人員の割合の増加については、次の原因も挙げられるのではないか。すなわち、裁判員裁判では重大事件を対象としているにもかかわらず、資料4の量刑分布に見られるとおり、執行猶予に付された人員の割合が、裁判官裁判よりも全般的に増加している。このように、従来であれば実刑に処せられていた重大事件について執行猶予に付するのであれば、保護観察言渡人員の割合が増加するのも当然だろう。

(岩橋委員)

刑務所の見学を希望する裁判員もいるなど、裁判員制度の実施により判決後の被告人の処遇や更生についての関心が高まっているが、公務員削減の流れの中で保護観察官に十分な人員の手当ができず、保護司も長期間にわたって定数割れの状態が続いており、保護観察の人的態勢の拡充が望まれる。

(大谷事務総長)

裁判所における協議会等でも指摘されているとおり、裁判官としては、保護観察を含め、裁判員にとってなじみのない諸制度については、その現状も含めて、裁判員に分かりやすく説明するよう努めるべきであろう。

(椎橋座長)

本日の議論も踏まえつつ、今後、事務局において、報告書案の作成を進めていただきたい。

イ 取りまとめのイメージについて

植村刑事局長から、前記裁判員法施行3年後の検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表のうち、裁判員選任関係に関する取りまとめのイメージについて、以下のとおり事務局から説明がされた。

裁判員の選任手続は次のとおりである。すなわち、裁判員候補者名簿（以下、単に「名簿」という。）に記載された裁判員候補者に対し、名簿記載通知及び調査票を送付し、裁判員裁判対象事件の起訴後、呼び出すべき裁判員候補者を名簿からくじで選定し、その中から調査票により辞退等が認められた人を除外した上で期日の通知と質問票を送付し、提出された質問票により辞退等が認められた人については呼出しを取り消し、

選任期日に出頭した裁判員候補者から期日において辞退等が認められた人を除外し、検察官及び被告人の理由を示さない請求により、それぞれ最大5人程度を不選任とし、不選任の決定がされなかった裁判員候補者の中から、くじで裁判員及び補充裁判員を選任することになる。

まず、名簿に記載された裁判員候補者数に占める のくじで選定された裁判員候補者数の割合（以下「名簿使用率」という。）は、平成23年で約4割となっている。つまり、名簿に記載された裁判員候補者の約6割は、一度も選定されることなく1年を経過することになる。この点について、委員の皆様のご意見を伺いたい。

次に、 の検察官及び被告人による理由を示さない不選任請求がされる前の段階における裁判員候補者数についてみる。

補充裁判員の平均人数は1件当たり約2人であるから、法律上、検察官及び被告人が行使できる1件当たりの理由なし不選任請求の数は、合計最大10人となる。したがって、理由なし不選任請求前の段階で最低18人の裁判員候補者がいなければ、理由なし不選任請求がされた結果、必要な裁判員候補者が不足する事態が生じ得ることになり、逆に、理由なし不選任請求前の段階で18人を大きく超える人数が残っていると、最終的にくじで外れる裁判員候補者が増加することになる。この18人という数字を念頭に置きつつ、理由なし不選任請求前の段階の裁判員候補者数の推移を見ると、平成21年から次第に減少し、平成24年は3月末までの数値で約24人となっている。選定する裁判員候補者の数を減少させるなど個々の裁判体において工夫を重ねた結果、この数値は相当絞られてきていると考えているが、委員の皆様のご意見を伺いたい。

（今田委員）

名簿記載者数を減らせば、名簿使用率が上がるのか。

（植村刑事局長）

そのとおりである。

（榊井委員）

名簿記載者数は、年々減っているのか。

（植村刑事局長）

年々減らしている。

(榊井委員)

国民から、名簿に記載されながら一度も選定されなかったことにつき、裁判所に苦情でも寄せられているのか。

(植村刑事局長)

そのような苦情は寄せられていない。

(榊井委員)

名簿に記載された国民は、自分が裁判員になるかもしれないという良い意味での緊張感の中で報道された裁判員対象事件について考えることになるという効果もあると考えられるので、国民から特に苦情が寄せられていないのであれば、現状維持でよいだろう。

(今田委員)

国民の負担とコストとの兼ね合いで検討すべきであろう。例えば、名簿使用率を40～50%に抑えると、どの程度コストを削減できるのか。

(植村刑事局長)

システム費用は名簿使用率にかかわらず一定であるから、コストを削減できるとすれば、名簿記載通知の送料や同封する資料の費用程度である。

(榊井委員)

それらは、それほど大きなコスト削減にはつながらないだろう。

(小野委員)

名簿に記載された人物を個人的に知っているが、榊井委員が指摘されたとおり、名簿に記載されたことによって良い意味での刺激を受けることは確かなようである。もっとも、名簿使用率は、5割程度にすべきだという考え方はあり得るのかもしれない。

他方、理由なし不選任請求前の段階における裁判員候補者数については、これ以上減らすのは困難であろう。

(椎橋座長)

理由なし不選任請求前の段階における裁判員候補者数をこれ以上減らすと、実際に裁判員を選任する過程で問題が生じるのではないか。

(植村刑事局長)

理由なし不選任請求後の裁判員候補者数が、裁判員及び補充裁判員として選定されるべき数を 1 人しか上回っていなかった事例もあったようである。

(椎橋座長)

そうであれば、理由なし不選任請求前の段階における裁判員候補者数については、現状維持が妥当ではないか。

他方、名簿使用率については、絶対的な正解はないだろうが、これまでの議論を踏まえると、現状で緊急に対処すべき問題とはいえないだろう。

なお、本日欠席された酒巻委員及び龍岡委員から、これらの点について御意見が寄せられているとのことなので、事務局から紹介していただきたい。

(植村刑事局長)

酒巻委員からは、本懇談会に先立ち、「理由なし不選任請求前の段階における裁判員候補者数は、必要十分な水準になっていると思われる。これ以上少なくしようとすると、かえって弊害が生じるのではないか。」との御意見をいただいている。

また、龍岡委員からは、本懇談会に先立ち、「名簿使用率については、名簿に記載されたものの選定されないことによる特段の不利益や不都合がうかがわれないのであれば、急いで現状を変更する必要はないのではないか。他方、名簿記載者数を減少させることで、裁判員裁判の運営コストを減少させることができる等の事情を考慮し、裁判員裁判の円滑な運営に支障を来さない限度で、名簿記載者数を調整していくことも考えられる。い

ずれにせよ、もう少し推移をみていった方がよいと思われる。理由なし不選任請求前の裁判員候補者数については、数字がここまで絞られてきたのは、これまでの工夫の結果と捉えている。余りギリギリでは現場も困るであろうし、この程度の人数となることはやむを得ないのではないか。」との御意見をいただいている。

(椎橋座長)

両委員とも、理由なし不選任請求前の段階における裁判員候補者数については、現状の数値を変更すべき理由は特にないと御意見のようであり、龍岡委員は、名簿使用率を緊急に変更すべきとまではいえないとの御意見のようである。事務局においては、本日の議論や両委員の御意見も踏まえ、引き続き、報告書案の作成を進めていただきたい。

(2) 裁判員法 103 条による実施状況の公表項目案について

植村刑事局長から、裁判員法 103 条による裁判員裁判の実施状況等に関する資料の公表（以下「103 条公表」という。）における公表項目について、次回の 103 条公表においても、基本的に昨年の 103 条公表における公表項目を踏襲するが、以下の点を変更したい旨説明がされた。

これまで除外決定がされた例はなかったが、平成 23 年に同決定がされた例があったことから、同決定がされた判決人員の表を追加する。

裁判員裁判対象事件について上告審において審理された事例が集積しつつあることから、控訴審結果別の上告理由の分布の表及び控訴審結果別の上告審結果の分布の表を追加する。

公判前整理手続期間の分布について、これまで、同期間をおおむね 1 か月ないしこれより短期間の刻みで件数を集計し、同期間が 6 か月を超えた事件については、その件数を一括して集計してきたが、公判前整理手続の期間が長期化する事例も相当数あり、同期間が 6 か月を超える件数が最多となっていることから、同期間が 6 か月を超える事件については 3 年に至るまで 3 か

月ごとの刻みで集計することとし、同期間の分布や平均期間を公表する。

(内田委員)

除外決定がされた判決人員の表には、昨年までは該当する事例がなかった旨を注記した方が良い。

(榊井委員)

公判前整理手続期間の分布については、是非とも事務局案どおりにしてほしい。また、同期間が長期化する理由は、例えば鑑定のため長期化するものもあるし、その他にも様々な理由があり得るので、同期間が長期化した事件について一定の特徴ないし傾向を示すことはできないか。

(植村刑事局長)

公判前整理手続期間が1年を超える事件については、責任能力が問題となり、精神鑑定が行われた事件が多く含まれているようである。その他、同期間が長期化した事件の類型について、検討させていただきたい。

(榊井委員)

公判前整理手続期間の平均値は、特殊な要因によって長期化した事件の影響を受けていると思われるので、そのような事件の影響を除去するため、例えば、全事件における同期間の平均値のほかに、同手続が6か月以内に終局した事件の平均値と6か月を超えた事件の平均値とを分けて算出してみてはどうか。

(内田委員)

統計数値の散布度を的確に調査するため、各数値が平均値からどの程度の隔たりがあるのか、いわゆる「分散」を調査することも考えられるが、103条公表における表は、できる限りシンプルな方が良いだろう。

(椎橋座長)

事務局の提案は委員に御了承いただいたようなので、事務局においては、本日の御意見を踏まえてなお検討すべき点は検討し、103条公表の準備

を進めてほしい。

(3) 裁判員制度の運用に関する意識調査の結果について

植村刑事局長から、資料7に基づき、第3回目の裁判員制度の運用に関する意識調査の結果について報告がされた。

(今田委員)

司法への興味や関心、刑事裁判の印象や裁判員制度についての印象等について、いずれも、前回と比べて肯定的・積極的な回答が減少している。その原因については、いくつかの仮説が考えられる。本意識調査はサンプリング調査であるため、サンプルによる誤差も考えられるし、調査実施時期に、国民の予想を超えるような難しい裁判員裁判対象事件が報道されたこともあり、その影響を受けた変動であるとも考えられる。

(植村刑事局長)

今回の調査実施時期は本年1月11日から2月5日であり、そのころ、裁判員の在任期間が100日となるような事件が大きく報道されていたという事情はある。

(今田委員)

例えば大規模災害等があると、調査結果は必ずそのような特殊事情を反映した動きをするので、国によるこの種の調査は、比較的平穏な時期に調査を実施するのが慣例になっている。本年度の調査結果のみから即断することはできないが、今回の調査実施時期に、国民の裁判員裁判に関する意識に影響を与える事件報道があったのであれば、来年度の調査結果ではそうした影響が現れず、本年度とは異なる結果になる可能性があると思われる。

(内田委員)

確かに報道による影響はあるだろう。もっとも、今回の調査結果も、それほど悲観的な数値を示しているわけではない上、日本人は、肯定的・積

極的な意見を抱いていても「どちらともいえない」と回答する人が多いので、「そう思う」及び「ややそう思う」だけでなく、「どちらともいえない」を合計した数値を、肯定的・積極的的回答と捉えるべきではないか。いずれにしても、もうしばらく経年変化を見た上で分析すべきだろう。

(榘井委員)

資料7の51～53頁に掲載されている、制度開始前・実施への期待・実施後の変化を示した各レーダー図を見ると、「裁判員制度が始まる前の印象」はいびつな形を示していたが、「現在実施されている裁判員制度の印象」は、いびつな形が是正され、「裁判員制度の実施により期待すること」をやや小さくした良い形に落ち着いている上、その傾向は、性別及び年代別にみてもほとんど変わらなくなっている。これらによれば、国民の意識が裁判の実体に即応したものとなってきたと評価できるのではないか。

(4) 裁判員等経験者に対するアンケート結果について

植村刑事局長から、資料8及び9に基づき、平成23年度の裁判員等経験者に対するアンケート結果について報告がされた。また、「評議における話しやすさ」及び「評議における議論の充実度」と評議時間とのクロス集計を行った結果、評議時間が長くなっても、「評議における話しやすさ」に占める「話しやすい雰囲気であった」の割合及び「評議における議論の充実度」に占める「十分に議論ができた」の割合は減少しなかった旨が報告された。

(榘井委員)

資料9の別紙2によれば、検察官の「法廷での説明等の分かりやすさ」が大幅に低下しているが、この点について、岩橋委員の御意見を伺いたい。

(岩橋委員)

「分かりやすかった」という回答だけではなく、「普通」という回答にも注目したい。専門家の意見も伺いたい。日本人のこの種アンケートに

対する回答の特性から考えると、「普通」という回答は、それなりに高い評価ではないのか。裁判員制度施行から3年近くが経過し、国民が裁判員裁判に慣れてきたことによって、検察官の説明等に対する期待水準が高まっており、よほど分かりやすい説明等を行わなければ「分かりやすかった」という回答をしてもらえなくなっているのではないか。

(榊井委員)

検察官の「分かりにくかった」の割合は、事件全体についてみると、平成21年に1.2%であったのが、平成24年2月末までの数値で6.6%となり、自白事件についてみると、平成21年に0.5%であったのが、平成24年2月末までの数値で5.2%となり、否認事件についてみると、平成21年に4.2%であったのが、平成24年2月末までの数値で8.3%となり、いずれも高くなっている。「普通」という回答の趣旨の捉え方はともかく、「分かりにくかった」は、裁判員の明確な意思表示であり、その割合が高まっているのは、検察官の説明等に問題があることを示しているといわざるを得ないのではないか。

(岩橋委員)

一口に「分かりにくかった」といっても、長時間に及ぶ調書朗読によるものなのか、冒頭陳述や尋問の拙劣さによるものなのか、その原因は必ずしも明らかでない。むしろ、裁判員は、当事者の説明が分かりやすかったかどうかそれ自体よりも、自分たちが最終的に納得できる裁判ができたかどうかという観点から振り返って、当事者の説明の分かりやすさを評価している可能性もあるのではないか。

(内田委員)

そのような観点から、先ほど事務局から報告された「評議における話しやすさ」及び「評議における議論の充実度」と評議時間とのクロス集計の結果について改めて検討すると、評議時間が長くても、評議における話しやすさ

や充実度に対する肯定的・積極的評価は減少しておらず，十分な評議を尽くせたことが，評議における話しやすさや充実度の実感につながっているとみることのできるため，裁判員は，自分たちが充実した評議ができ，納得できる裁判ができた場合に，振り返って，当事者の説明が「分かりやすかった」という実感を抱いている可能性もある。

（椎橋座長）

確かに，評議時間が長くなっても，「評議における話しやすさ」及び「評議における議論の充実度」に対する肯定的・積極的評価は減少していない。

（今田委員）

検察官や弁護人は，裁判員裁判における主張や立証についてノウハウをかなり蓄積してきたと思われる。にもかかわらず，分かりやすさに対する肯定的・積極的評価は低調であるが，裁判員がいかなる理由で「分かりやすかった」又は「分かりにくかった」と回答したのか，明らかではない。したがって，「分かりやすかった」及び「分かりにくかった」という指標の妥当性を，もう少し検討する必要がある。すなわち，検察官は，訴追する側として，事件のストーリーを描くことになるため，分かりやすさという指標はある程度有用なのであろうが，弁護人は，訴追側のストーリーに対して反論・反証する立場から，様々な弁護方針があり得るはずである。したがって，そのような弁護活動の適否を，単純に分かりやすいかどうかという指標で捉えることは適当ではないかもしれない。

（小野委員）

弁護人の「法廷での説明等の分かりやすさ」についてみると，自白事件に比べて，否認事件では「分かりにくかった」との回答が多く，この傾向は3年間変わっていないので，弁護人としては，裁判員に主張のポイントが適切に伝わっているのか，検討する必要がある。

（植村刑事局長）

裁判官の研究会等では、自白事件における立証の分かりにくさが問題になることがある。分かりにくさの原因としては、自白事件では量刑のみが争点になるのだから、ポイントを絞ってコンパクトな立証がされるべきであるにもかかわらず、検察官は、裁判員の理解力が高いことを踏まえ、詳細な立証をしており、弁護人も、それに対抗して、詳細な反証をしていることが挙げられている。もっとも、裁判所にも、そのような当事者の立証を適切に整理できていないという問題はあるだろう。

(岩橋委員)

公判前整理手続における争点整理が十分行われていない可能性はある。裁判員制度の施行当初は証拠を厳選するよう強く求められていたが、最近、検察庁においては、充実した裁判のためにはある程度の証拠は裁判員に示すべきではないかという意見も出てきている。すなわち、自白事件の裁判員経験者の中には、納得感を得るためにもう少し証拠を見たかったという人がいるし、否認事件の裁判員経験者の中にも、多数の証拠が取り調べられた結果、達成感や充実感を抱いた人がいるので、裁判員に示すべき証拠の在り方について、今後、当事者間で十分協議する必要があるだろう。検察としても、「分かりにくかった」の割合が増えていることは謙虚に受け止めなければならないが、いずれにせよ、今田委員の御指摘どおり、裁判員がいかなる理由で「分かりやすかった」又は「分かりにくかった」と回答したのかを、できれば個々の事件ごとにもう少し具体的に把握する必要があるのではないか。

(椎橋座長)

当事者の説明等の分かりやすさに関するデータ自体の有用性には異論がないであろうが、「分かりにくかった」と回答した理由を把握することができれば、その有用性が一層大きなものになるということであろう。今後、事務局においては、この点の議論をも踏まえつつ、報告書案の作成作業を

進めていただきたい。

5 今後の予定について

次回以降の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第18回 平成24年6月19日(火)午後1時30分から

第19回 同年7月27日(金)午後3時から

(以 上)